

有料無料職業紹介事業許可有効期間更新申請提出書類一覧表【法人】

| | | ※1 | 提出部数 | | |
|------|---|--|------|-----|----|
| | | | 原本 | コピー | |
| 提出様式 | ① | 職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号） | 1部 | 2部 | |
| | ② | 職業紹介事業計画書（様式第2号） ※複数事業所を申請する場合、事業所ごとに作成 | 1部 | 2部 | |
| 添付書類 | ① | 最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 | ★ | - | 2部 |
| | ② | 法人税の納税申告書（別表1及び別表4） | ★ | - | 2部 |
| | | 別表1に税務署の受付印のあるもの (電子申告の場合、「メール詳細」添付) | | | |
| | ③ | 法人税の納税証明書（その2 所得金額用） | ★ | 1部 | 1部 |
| ④ | 職業紹介責任者講習会の受講証明書 許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る | | - | 2部 | |

※1…★印：同時に労働者派遣事業の許可有効期間更新を申請する事業主又は同時に労働者派遣事業の許可申請をする事業主の場合等、同一の内容に限り書類を省略することができます。

※2…無料職業紹介事業許可有効期間更新申請の場合、添付書類①②③の書類について、法人の形態によって書類が存在しない、又は名称が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

| | |
|------|---|
| 手数料 | 収入印紙 18,000円×職業紹介事業を行う事業所数 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙は郵便局等で購入 ・収入印紙は申請書に貼付せず持参してください。 ・<u>無料職業紹介許可有効期間更新申請の場合、更新手数料は不要です。</u> |
| 提出期限 | 許可有効期間満了日の3か月前まで |

変更届や事業報告書が提出されていない場合は、更新申請前に提出する必要があります。

【お願い】令和2年3月30日付け改正職業安定法の施行に伴い、現在、青少年の雇用の促進等に関する法律の指針に基づく取扱職種範囲の届出を行っている場合、許可更新申請時に併せて、取扱職種範囲等の変更手続き（様式第6号）をお願いします。

職業紹介事業の許可有効期間の更新申請をされる事業主の方へ（法人）

職業紹介事業許可有効期間の更新申請をされる場合の財産的基礎の要件の審査方法は次の通りです。

最近の事業年度における決算書類で財産的基礎の要件を確認します。

① 基準資産額※が **350万円** 以上

※基準資産額＝総資産額（繰延資産及び営業権（のれん）を除く）－負債の総額

財産的基礎にかかる計算表（最近の事業年度における貸借対照表から算出）

| | | | | | | |
|-------|---|----------|---|-------|---|-------|
| 資産の総額 | － | 繰延資産・営業権 | － | 負債の総額 | = | 基準資産額 |
| 円 | | 円 | | 円 | | ① 円 |

| | | |
|-------|---|----------------|
| 基準資産額 | ≥ | 350万 × 事業所数（ ） |
| 円 | | 円 |

◎直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合は…

公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産・負債の状況をあらためて審査します。

なお、**許可有効期間更新に限り**、公認会計士又は監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による中間・月次決算でも可能です。